

基本方針（国）		基本計画（県）
第7次	第8次（案）	第7次・第8次（案）
<p>前書き</p> <p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標</p> <p>（1）資源造成型栽培漁業の推進</p> <p>（2）漁獲管理と連携の強化</p> <p>（3）対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進</p> <p>（4）地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組</p> <p>（5）広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進</p> <p>（6）共同種苗生産体制の構築</p> <p>（7）放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮</p> <p>（8）栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及</p> <p>（9）種苗放流と種苗の育成の場の整備と連携の推進</p> <p>（10）東日本大震災からの復興</p> <p>（11）主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し</p> <p>第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>（1）資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進</p> <p>（2）種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進</p> <p>（3）環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進</p> <p>（4）技術劣化の防止</p> <p>（5）栽培漁業技術の展開</p> <p>（6）遺伝子組換え生物等の取扱い</p> <p>（7）外来生物の導入</p> <p>（8）機構の役割</p> <p>第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項</p> <p>（1）関係機関の連携</p> <p>（2）都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化</p> <p>（3）基本方針の期間等</p>	<p>前書き</p> <p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標</p> <p>（1）資源造成型栽培漁業の推進</p> <p>（1）漁獲管理と一体的な取組</p> <p>（2）放流効果の検証に基づく対象種の重点化等を踏まえた効果的な栽培漁業の推進</p> <p>（3）地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組</p> <p>（4）広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組</p> <p>（5）共同種苗生産体制の構築</p> <p>（6）放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮</p> <p>（7）栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及</p> <p>（8）種苗放流と種苗の育成の場の整備と連携の推進</p> <p>（9）東日本大震災からの復興</p> <p>（10）主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し</p> <p>第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>（1）資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進</p> <p>（2）種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進</p> <p>（2）環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進</p> <p>（3）技術の維持と継承</p> <p>（4）栽培漁業技術の展開</p> <p>（5）遺伝子組換え生物等の取扱い</p> <p>（6）外来生物の導入</p> <p>（7）機構の役割</p> <p>第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項</p> <p>（1）関係機関の連携</p> <p>（2）都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化</p> <p>（3）基本方針の期間等</p>	<p>前書き</p> <p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針（指針）</p> <p>1 種苗の生産</p> <p>2 種苗の放流</p> <p>3 資源の育成・管理</p> <p>4 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及</p> <p>5 費用負担</p> <p>第2 種苗の生産及び放流又はその育成を促進することが適当な水産動物の種類（対象となる水産動物の種類）</p> <p>第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標（種苗の放流目標）</p> <p>第4 放流効果実証事業に関する事項（放流効果実証事業）</p> <p>1 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物</p> <p>2 放流効果実証事業の指標</p> <p>第5 特定水産動物育成事業に関する事項（特定水産動物育成事業）</p> <p>1 特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物</p> <p>2 特定水産動物育成事業への移行について</p> <p>第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項（技術開発）</p> <p>1 到達段階</p> <p>2 技術開発上の課題</p> <p>3 研究対象種</p> <p>4 その他</p> <p>第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項（調査）</p> <p>1 放流技術開発期にある魚種</p> <p>2 実証化検討期にある魚種</p> <p>3 実証化実証期にある魚種</p> <p>第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に必要な事項（その他）</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>2 漁業操業、公共事業への配慮</p> <p>3 計画期間</p>

用語解説

①基本方針	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の略称。沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）の規定により、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、おおむね5年を一期として水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が策定する。
②資源管理指針	県が、資源管理のあり方の基本指針として、管理する漁業の水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策（休漁や漁獲量制限、漁具制限、種苗放流等）を策定したもの。漁業者はこれに準拠して「資源管理計画」を策定する。
③資源管理方針	改正漁業法に基づき、県が制定した資源管理に関する基本方針。現在の漁業者が「資源管理指針」に準拠して策定する「資源管理計画」により自主的な資源管理に取り組む枠組は、令和5年度末までに、「資源管理方針」に準拠して策定する「資源管理協定」により取り組む枠組みに移行する。
④広域種	移動能力が高く、都道府県の区域を越えて移動し漁獲される水産動物をいう。本県の放流対象種のうち、マダイ、ヒラメ、トラフグがこれにあたる。広域種については、それらを利用する者が密接に連携して種苗放流、漁獲管理を実施することが望ましい。 逆に、移動をほとんどしない貝類や甲殻類などを地先種という。
⑤遺伝的多様性	自然界では、数多くの親が繁殖に関与するため、特定の親から生まれた子が増えるようなことは無く、様々な遺伝形質が後世に伝えられる。 しかし、栽培漁業では、少数の親から作られた子（種苗）を、人為的に保護・飼育し大量に放流するため、特定の遺伝形質（特徴）を持つ子が多く存在する可能性が生じ、結果として、遺伝的な多様性が損なわれる恐れがある。 そのため、多様性を持つ種苗を生産するには、親魚に天然魚を使用し、数多くの親から得た卵を用いて生産を行う必要がある。
⑥共同種苗生産体制	親魚養成の集約化・種苗交換など、関係都道府県の種苗生産施設間での連携、分業体制で種苗生産の低コスト化に有効と考えられている。
⑦海域栽培漁業推進協議会	県の行政機関・研究機関・栽培漁業関係法人等をメンバーとし、海域における栽培漁業の推進に資する県域を越えた連携組織。国内を6海域に分けられており、本県は太平洋南海域（千葉県～宮崎県）に属する。

⑧広域プラン	<p>関係都道府県が連携して効率的かつ効果的な種苗生産及び放流等を実施するための計画。資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を定める。海域栽培漁業推進協議会毎に作成される。</p> <p>本県では、ヒラメとトラフグで策定されている。</p>
⑨指定法人	<p>沿岸漁場整備開発法（第15条）において、県が放流効果実証事業を実施する団体として、1つに限り指定した公益法人で、静岡県では公益財団法人静岡県漁業振興基金を指定。</p>
⑩放流効果実証事業	<p>沿岸漁場整備開発法（第7条の2第3項）に規定されるもので、水産動物の種苗の放流とそれにともなう水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること、また、その成果を漁業協同組合等に普及する事業をいう。</p> <p>事業の内容は、(1)種苗の放流、(2)経済効果の実証（標識放流、市場調査等）、(3)放流魚管理（採捕制限等）の協力要請、(4)経済効果の普及がある。</p>
⑪特定水産動物育成事業	<p>事業化段階に到達した放流対象種について、漁業協同組合が主体となり、海域の一定の範囲を育成水面として設定し、そこで放流・管理・採捕を行うことで、栽培漁業を有効的に実施する事業。</p> <p>本事業の実施には、対象種の採捕に関する制限等を含む利用規則を定める必要があり、その中で組合員外の者の利用には利用料が設定できるため、放流魚に所有権を有し対象種に限り排他的に利用できるものと解釈できる。</p> <p>なお、全国でこれまでに本事業が実施された放流対象種はない。</p>
その他	
MSY（最大持続生産量）	<p>資源を獲りすぎで減らすことなく、持続的に利用（漁獲）することができる最大の漁獲量</p>
カルタヘナ法	<p>遺伝子組換え生物等を用いて行うあらゆる行為について規制措置を講じることで、生物多様性への悪影響を未然に防止するための法律</p>

国・第8次栽培漁業基本方針の策定スケジュール

○栽培漁業基本方針検討会の開催

* 第1回 (R3. 10. 5)

* 第1回 (R3. 12. 2)

* 第1回 (R4. 1. 28) . . . (今回) 配付資料1

○公表までのスケジュール

* R4. 2. 4 水産政策審議会企画部会 (骨子案について)

* (基本方針のパブコメ: 4月頃・1か月間)

* R4年5月 水産政策審議会企画部会

基本方針の審議 (諮問)

* R4年6月 公表予定